

商品概要説明書

J Aマイカーローン

(令和5年10月1日現在)

商品名	J Aマイカーローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。(組合員でない方は J A 所定の出資金を払い込むことにより組合員となれます) ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。ただし、お借入時の年齢が 71 歳以上の場合、当 J A と所定のお取引のある方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。) ○継続して安定した収入がある方。ただし、新卒内定者で、入社月の 3 か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○借入比率が 150% 以内。 ○本ローンと J A 無担保借入金合計が 1,000 万円以内。(リフォームローンを含めた場合は 1,500 万円以内) ○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。) ○当 J A が指定する保証機関(大阪府農業信用基金協会)の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金(営業用自動車等)は除きます。 ①自動車・バイク(ともに中古車を含む。)のご購入資金およびご購入に伴う諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金(お借入金額は 100 万円以下とします。) ⑥充電設備設置資金(PHV・EV 用に限る。) ⑦現在、他金融機関からお借入中の自動車資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、①借入比率が 50% を超える場合、②返済比率が 25% を超える場合は J A 所定の方法で算出した金額の範囲とさせていただくとともに、③お借入時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内、また、新卒内定者の場合は 300 万円以内とさせていただきます。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。 ただし、他金融機関からお借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、基準日の翌月の第3月曜日（休日の場合は翌営業日）から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50％以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○当JAが指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円の場合の一括支払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1年</td><td>3年</td><td>5年</td><td>7年</td><td>10年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>2,706</td><td>7,727</td><td>12,785</td><td>17,874</td><td>25,565</td></tr></table> ※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額が返戻されます。なお、金額が1,000円以下のものについては返戻の対象となりません。 なお、保証料率は年0.5％です。 ②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（年0.5％）をお支払いいただきます。（外枠方式）	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料（円）	2,706	7,727	12,785	17,874	25,565
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年								
保証料（円）	2,706	7,727	12,785	17,874	25,565								

団体信用生命共済	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="539 309 1425 651"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.20%（内枠方式）</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.35%（内枠方式）</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.40%（内枠方式）</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.38%（内枠方式）</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.58%（内枠方式）</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.20%（内枠方式）	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.35%（内枠方式）	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.40%（内枠方式）	団体信用生命共済（連生）	年 0.38%（内枠方式）	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.58%（内枠方式）
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.20%（内枠方式）												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.35%（内枠方式）												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.40%（内枠方式）												
団体信用生命共済（連生）	年 0.38%（内枠方式）												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.58%（内枠方式）												
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.50%												
手数料	○ご融資の際、J A に対して 11,000 円の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、5,500 円の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 （J A ネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。												
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：0120-29-3925）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。												

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J A いずみの

- (注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計 2 種類から選択します。
- 2 借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。
- 3 返済比率は、前年度税込年収に占める全ての借入金の年間返済額の割合。